

## 令和5年度 交通安全県民運動 高齢者の交通事故防止運動実施要領

### 運動の目的

この運動は、全ての県民が、高齢者の身体機能や運転特性に関する認識と理解を深め、高齢者に対する思いやりのある運転等を励行するとともに、高齢者自身が身体機能の変化を認識した安全運転や安全行動の実践を習慣づけることにより、高齢者の交通事故防止を図ることを目的とする。

### 運動の期間

令和5年 11月11日（土）から 11月20日（月）までの10日間  
一斉行動日 11月20日（月）

### 運動の重点

- ① 高齢運転者の交通事故防止
- ② 高齢歩行者の安全確保
- ③ 横断歩行者の保護と早めのライト点灯



令和4年度島根県交通安全ポスターコンクール入賞作品  
森田陽向さんの作品（松江市立揖屋小学校5年）

～ (し) っかりと (ま) もるルールで (ね) がう安全 ～

主唱 島根県交通安全対策協議会

## 推進事項

### ① 高齢運転者の交通事故防止

- 加齢に伴う身体機能への影響を自覚し、自分の運転能力に応じた慎重な運転に努める「補償運転<sup>※1</sup>」の励行など、高齢者に向けた安全教育及び広報啓発活動を実施する。
- 高齢運転者向け安全運転サポート車(サポカーS)<sup>※2</sup>の普及啓発に努める。
- 運転に不安を感じている高齢運転者に対して、家庭内で話し合い、運転免許自主返納や安全運転相談<sup>※3</sup>を検討する。
- 70歳以上の運転者は「高齢運転者マーク」の表示に努め、他の運転者は、同マークを表示した車両に対する思いやり運転に努める。
- 「自転車は車両」であることを自覚し、車道の左側通行、歩道通行時の歩行者優先など「自転車安全利用五則」<sup>※4</sup>を遵守する。
- 事故時の被害軽減のため自転車等を利用するときはヘルメットを着用する。

### ② 高齢歩行者の安全確保

- 加齢に伴う身体機能への影響を自覚し、自分の安全を確保する慎重な行動に努める「補償歩行<sup>※1</sup>」の励行など、高齢者に向けた安全教育及び広報啓発活動を実施する。
- 道路を横断するときは、横断前や横断中も左右の安全確認を徹底するとともに、手をあげるなど横断する意思表示を励行する。
- 道路を横断するときは、遠回りでも信号機のある場所や横断歩道での横断を徹底し、斜め横断や車の直前直後からの横断はしない。
- 信号が変わりそうなときは、次の青信号まで待つ。
- 夕暮れ時・夜間に外出するときは、明るい服装を心がけ、反射タスキ・リストバンドなどの反射材用品を着用し、懐中電灯の携行・活用に努める。
- 反射材の効果が実感できる交通安全講習や広報啓発などを積極的に行い、地域住民自らが率先して、反射材を着用しようという気運の醸成を図る。
- 高齢者世帯訪問活動や家庭・地域において、道路横断時の安全確認の徹底や反射材用品の活用など、高齢者の安全行動を促す「声かけ」を励行する。

### ③ 横断歩行者の保護と早めのライト点灯

- 運転者は、横断歩道の手前では減速して横断歩行者に備え、横断しようとする歩行者がいる場合は、必ず一時停止して、横断歩行者の安全を守る。
- 運転者は、高齢者を見かけた時は減速や安全確認を徹底し、高齢者の動きに対応できる運転を実践する。
- 運転者は、特に夕暮れ時・夜間は、歩行者や自転車が見えにくいことを認識し、スピードダウンを励行する。
- 運転者は、早めのライト点灯(目安は日没の30分前)を心がけ、車の存在を歩行者に認識させる。

**※ライト点灯目安時間～(11月)午後4時30分**

- 運転者は、道路環境や対向車に配慮し、こまめな上向きライト(ハイビーム)への切り替えを実践する。

**※照射距離～ハイビーム・・・約 100メートル**

**ロービーム・・・約 40メートル**

## ※1 補償運転・補償歩行

危険を避けるため、外出する時と場所を選択し、十分な運転・歩行能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能・安全行動の低下を補うような運転方法・行動を採ることをいいます。

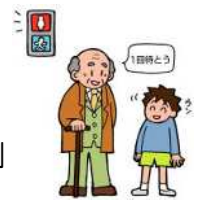
具体的に補償運転では

- 「余裕を持った運転計画をたてる」（運転準備）
- 「夜間や雨の日の運転を控える」（運転制限）
- 「後続車が迫って来たら脇によけて先に行かせる」（避難運転）
- 「ラジオなどを聞かずに運転する」（運転集中）

などがあり、補償歩行では

- 「道路を横断するときは横断歩道を利用する。」
- 「明るい内に用事を済ませ、夜間の外出を控える。」
- 「夕暮れ時から夜間・日の出前の外出は必ず反射材を着用する。」
- 「横断中も左右を確認し、慌てずに横断する。」
- 「歩行者用信号が赤に変わりそうな時には、次の青を待って渡る。」

などがあります。



## ※2 高齢運転者向け安全運転サポート車（サポカーS）

高齢運転者の安全運転を支援する車で、衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載した自動車です。

搭載される装置に応じて、サポカーSワイド、サポカーSベーシック+、サポカーSベーシックに区分されます。

（経済産業省ウェブサイト <https://www.safety-support-car.go.jp/>）



## ※3 安全運転相談

自動車の運転に関して不安のある方やその家族の皆様のための相談窓口が、運転免許センターに設けられています。

**安全運転相談ダイヤル（全国共通） #8080**

（受付時間：平日8時30分から17時00分まで）

島根県運転免許センター（松江市打出町）

☎0852-36-7400

島根県西部運転免許センター（浜田市竹迫町）

☎0855-23-7900

## ※4 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率  
（警察庁資料より）  
（H30～F4合計）



※致死率は死傷者のうち死者の占める割合をいう。

自転車乗用中の交通事故被害を軽減するためには、頭部の保護が大切です。  
自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。